

公益社団法人船橋青色申告会 入会金及び会費規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第7条の規定に基づき、公益社団法人船橋青色申告会(以下「本会」という。)会員の入会金及び会費の額並びにその他の取り扱いを定めることを目的とする。

(入会金及び会費の額)

第2条 本会の会員は、定款第5条に定める種別により、次に定める入会金及び会費の額を支払う義務を負う。

正会員

入会金の額 3,000 円

年会費の額 15,000 円

準会員

入会金の額 0 円

年会費の額 2,000 円

団体加入の場合は、理事会において協議のうえ年会費の額を決める。

(入会金の納付)

第3条 本会の会員になろうとするものは、定款第6条に定める入会申込書に必要事項を記載、押印し前条に定める入会金を添え会長宛に提出しなければならない。

- 2 前項の定めにかかわらず、会長が特別の事情にあると認めた時は、理事会の決議を経て入会金の額を免除することができる。

(会費の納付)

第4条 正会員は、第2条1項に定める会費の額を、本会が指定する口座振替の方法により、4月から翌年3月までの12ヶ月分の会費の額を、一括して納付しなければならない。ただし、第2条に定める正会員が、事業年度の途中で入会した場合でも、4月から翌年3月までの12ヶ月分の会費の額を一括して納付する。

ただし、第2条に定める正会員が、事業年度の途中で他の地域の青色申告会から異動し、既に異動前の青色申告会で6ヶ月分の会費(4月から9月、10月から翌年3月のいずれか)を納入した場合は、6ヶ月分の会費の額を納付する。

- 2 会員は、前項のいずれの方法で会費の額を納付するか選択し、その方法を会長に予め届出なければならない。ただし、会員に前項本文に定める方法により難しい事由がある場合は、次のいずれかの方法により納付することができる。
 - ① 本会の指定する銀行口座へ振込む方法
 - ② 郵便払込票等による方法
 - ③ 本会に持参する方法

- 3 準会員は、次の方法で納付しなければならない。
 - ① 4月から翌年3月までの12ヶ月分の会費の額を、現金で一括納付する。
 - ② 団体加入の場合は、年会費(4月から翌年3月)を一括納付する。
- 4 既納の会費は、原則として返還しない。

(会費の納期限)

第5条 前条に定めるいずれの方法で会費の額を納付する場合であっても、会費の額は前納とする。

(納付の猶予等)

第6条 会長は、会員が天災及びその他の事由により、納期限までに会費を納入することが困難と認められるときは、理事会の承認を得て、第2条に定める会費の額の納付を猶予、減額又は免除することができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行なう。

附則

- 1 この規程は、本会が公益認定を受け、移行登記をした日(平成25年4月1日)から施行する。

- 1 この規程の一部変更(第2条 第4条3 ②)は、社員総会において変更の決議があった日(平成27年5月21日)から施行する。

- 1 この規程の一部変更(第4条1・2 ②)及び追加(第4条4)は、社員総会において変更の決議があった日(令和3年5月17日)から施行する。